

第3回安城市自治基本条例策定審議会 議事要旨

- ・ 日程 平成20年10月10日(金)午前10時30分～正午
- ・ 場所 安城市役所 本庁舎3階 第10会議室
- ・ 出席者
 - (1) 委員 大見賢治、大参斌、加藤泰司、木村重治、鳥居玄根、太田克子、神谷輝幸、神谷由美子、船尾恭代、細井倭子、木村正範、松浦満康、杉浦武雄、荻野留美子、榊原平、昇秀樹、神谷和也
(欠席：伊藤明、鳥居博幸、入江容子)
(敬称略)
 - (2) 事務局 企画部長、企画部行革・政策監、企画政策課長、企画政策課主幹
 - (3) 傍聴者 1名

【事務局】

ただ今から、第3回安城市自治基本条例策定審議会を開会いたします。

最初に、市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。なお、市民憲章は次第の裏面にございますのでご覧ください。

《市民憲章唱和》

【事務局】

ありがとうございました。ご着席ください。今回の審議会に傍聴の方が見えますので、ご報告させていただきます。

それでは、はじめに鳥居会長からごあいさつをお願い申し上げます。

【会長】

皆さんおはようございます。本日はお忙しいところ会議にお集まりいただきありがとうございます。前回、第2回の審議会を7月に開催し、次回は市民会議の進捗状況に合わせて審議会を開催させていただくということでご理解をいただきました。

市民会議で作業を進めていただき、「条例素案のたたき台」をお示しできる段階になりましたので、本日第3回の審議会を開催することとなりました。ご検討よろしく申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。ここで、委員の交代がありましたので、ご報告させていただきます。安城市農業委員会会長が7月に安藤様から木村重治様に交代されました。今後ともよろしく願いいたします。

本日、「連合愛知三河西地域協議会副代表の伊藤委員」、「あいち中央農業協同組合長の鳥居委員」、「学識経験者の入江委員」は、他の用務と重なりご欠席でございます。

つづいて協議事項に入らせていただきます。これ以降の議事の進行を鳥居会長にお願いいたします。

【会長】

それでは協議事項「(1) 条例素案のたたき台について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

これまでに14回の自治基本条例を考える市民会議を開催し、5月以降は、6回にわたり、条例のホネグミや必要と思われる項目ごとに意見を出し合うワークショップを中心に会議を進めていただいています。

その中でメンバーの皆さんから出された意見をまとめさせていただいたものが、事前に送付をさせていただきました「条例素案のたたき台」でございます。

本日は、本審議会の設置要綱第6条第2項に基づき、市民会議のファシリテーターを務めていただいております、中京大学講師の加藤武志様にご出席いただいておりますので、詳細につきましては、加藤様からご説明いただきます。

【ファシリテーター】

はじめまして加藤です。

これまでに14回の市民会議を開催し、市民の代表の方と職員の代表の方と一緒に熱心な議論を繰り返してきまして、ようやくまとまりが見えてきたところです。

ホネグミの図を見ていただくと、1番に「前文」、土壌があって、これが安城市の背景ですとか、安城市が培ってきたものを前文に謳うことになります。それからこの条例自体がどういう「目的」で定められているのかが根っこの部分で2番、この条例で使われている「用語の定義」が3番になっています。4番は「条例の位置づけ」はどうするのか、今回の場合は自治体の憲法といわれていますので、最高規範ということになります。5番は「自治の基本原則」ということで、安城市で自治を進めるうえでの大事な柱がここに書いてあります。枝1、枝2、枝3、枝4がまわりにちりばめてありますが、まず枝1は、「市民の権利」と「市民・議会・市長・職員の役割と責務」、つまり自治の担い手の人がどういう働きをすれば、安城の自治がうまく進むのかということが書いてあります。枝2は「市民参加」について、町内会やNPOなどのコミュニティをどうするか、「住民投票」をどうするかということです。また、市政運営に関して重要なポイントである「情報公開」と「説明責任」が枝3、「市政運営」、「行政評価」などが枝4になっています。足元として「見直し・改正」は、この条例を作った終わりではなく、見直しするときはどうするのか。「その他」としては、ここにあげられていないものはないか、安城らしいものはないのかというものです。

「条例素案のたたき台」についてですが、項目ごとに四角で囲まれた中に書いてある文章が素案のたたき台の部分で、ここの部分が条例案に活かされる部分ですが、そ

の下に あんき会では？ というワークショップで話し合ってきたプロセス、どんな意見が出たか、上の四角には入れられなかったがとても大切な意見がたくさんありましたのでぜひ共有しておきたいというものを記載しています。

「1.前文」は大きく4つの段落から構成されています。1つ目の段落は、安城の歴史や成り立ちについて、2つ目は市のあるべき姿、3つ目は市のあるべき姿を実現するために必要なこと。最後にこの条例の意義、決意が述べられています。構成自体もあんき会から提案されたものですし、言葉も基本的にワークショップで数多くだされたもの、つながりのあるものを中心に掲げてあります。

特徴的なのは、2つ目の段落で、進取の気風や共同共生の精神など日本デンマークや明治用水に関して気質とか精神があげられたのは安城らしいのではないかと思います。一方で、明治用水だとか過去の歴史にあまり縛られるのではなく、これから描くビジョンを大事にしていきたいという意見もありました。

全員が一致していたのは、今まで守り育ててきた良いものを未来のこどもたちに引き継ぎたいというのが一番強い思いでした。

前文については皆さん熱い思いがあるので、これはあくまでたたき台でさらに議論を深めていく必要があると思います。

続いて「2.目的」ですが、大きく2つから成り立っていて、1つ目は条例で定めておきたいこと、2つ目は実現したい地域社会です。条例で定めておきたいことについては、自分たちで自分たちのまちを良くするための基本的な原則やルールを決めよう、市民・議会・行政の役割と責務を明らかにしよう、市民が主役のまちづくりを推進することで、だれもが幸せに暮らし続けられる自立した地域社会を実現するという流れになっています。こちらも、あんき会では、栗山町の議会基本条例を参考にしたいとか、市民に身近な政府になったらいいとの声もありました。

「3.用語の定義」では、5つの用語の定義が掲げてあります。まず「市民」については、住民票がある人だけなのか、ここでは、より広義に、市内で働く者、学ぶ者、事業を営むもの若しくは活動を行うものとしています。「もの」としている場合は、人または団体を指しているのでひらがなで表記しています。したがって企業も含まれますし、そこで活動するNPOやボランティアも含まれます。つまり、安城市に関わる多くの人が市民と位置づけられています。

「市の執行機関」は、一般的には行政とか市となるわけですが、議会や市民と対比して明らかにするためで、単に「安城市」ではエリアを表す言葉でもあるので、市の執行機関という言葉を使っています。

「4.条例の位置づけ」については、自治体の憲法ということですので、全員一致で最高規範ということになっています。最高規範として掲げるだけでなく、他の条例・規則もこの条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図ることが書かれています。

「5.自治の基本原則」は5つ掲げてありますが、はじめの3つの「参加の原則」「協働の原則」「情報共有の原則」は全てのグループから提案されていて、合意が得られていると思います。「参加の原則」は、市民一人ひとりが主体となってまちづくりを推進すること、「協働の原則」は、市民、議会および市の執行機関は、対等なパート

ナーとして、互いに尊重し、補完しあいながら協働することをいいます。そして「情報共有の原則」は、知っている情報をお互い提供し、共有しようということを行います。

これ以外に2つありまして、「財政自治の原則」と「環境への配慮」はすべてのグループから出たわけではないのですが、特に「環境への配慮」については、安城市において、自治の基本原則のなかで環境への配慮を謳う必要があるという意見がありましたので記載してあります。

「6.市民の権利」について、全てのグループからも出されたのは、「知る権利」、「参加する権利」、「行政サービスを受ける権利」で、先ほどの自治の基本原則とリンクしています。行政サービスを受ける権利は、地方自治法で定められていることなので入れていきたいということです。それ以外の「基本的人権」と「こどもの権利」について説明させていただきますと、基本的人権については憲法の中でも謳われていることなので、あえて自治基本条例で謳うかどうかということもありますが、大事なことは共有していこうということで記載しています。こどもの権利については、安城らしさってなんだろうと考えたときにいくつかのグループから意見があったのは、自然・環境のことと、こどものことを強く謳っていこうということでした。他の意見としては、「学ぶ権利」というのもありました。

「7.市民の役割と責務」については、「6.市民の権利」と表裏一体で、権利を主張するだけでなく、担っていくことを掲げています。4つ目が特徴的で、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任について記載しています。他に特徴的なのが、事業者の役割と責務ということで、市民の定義の中で事業者も市民に含まれるのですが、特に強調して市民だけではなくて、事業者も地域社会の一員であり、環境にも配慮するということが書いてあります。

「8.議会の役割と責務」には4つの項目があり、はじめの3つは、「議会は」が主語になっていて、最後の1つだけが「議員は」が主語になっています。あんき会からはこのような提案をしていますが、別の意見としては、ぜひ議会の中で考え提案してほしいといったものや、議会基本条例の制定を考えてほしいといったものもありました。

「9.市長の役割と責務」と「10.職員の役割と責務」についてが、市の執行機関で一般的に行政といわれるものです。こちらについても、職員の部分は職員で考えてほしいという意見もありました。

「11.市民参加」については、「5.自治の基本原則」や「6.市民の権利」の中の大事な要素になっています。市民参加には、このような審議会やあんき会、パブリックコメントやアンケートなど多様な方法があり、いろいろな声をいただいて市政に反映させていく、そして、できるかぎり関わりやすく、案件に応じて最も効果のある市民参加の方法を用意しようということが書いてあります。3つ目の項目は議論の途中ですが、事業を選択するときや実施するときには必ず市民参加をするとすると多岐にわたり膨大な数になるのではないかとということで、そこまで書く必要はないというのがあんき会では多数を占めていました。それから市民参加の場合に、市民に対して支援をすることについては、ここだけでは書ききれないので、市民参加条例を別途設ける

必要があるという意見がありました。

「12.コミュニティ」の定義については、大きく2つの意見が出ていました。1つは町内会など地域の問題を自ら解決することを目的とするもともとある地縁自治組織と、最近ではNPOやボランティアなどの活動内容もしくはテーマをつなぎとする集団の2つがあり、その両方が重要な自治の担い手であるということです。こちらでも支援に必要な事項は別に条例で定めるということでした。

「13.住民投票」は、自治基本条例に入れるか入れないかについて、あんき会でも議論が活発にされている項目です。他市の自治基本条例では、現在の議会制民主主義の中で、市の将来を左右する重要な案件、例えば合併等については、住民投票ができるよう要素を入れておく自治体も増えてきています。住民投票について記載しないという理由では、議会軽視につながるという意見や、今の手続きの中でも、民意を問う方法はあるのではないかとといった意見がありました。また、住民投票について記載する場合でも、常設型といわれる「別に条例でさだめます」か、必要な案件が発生したときにはじめて設置する「その都度条例でさだめます」なのか意見が分かれているところです。

「14.情報公開・個人情報の保護」、「15.説明責任」は、「16.市政運営」の中の項目ですが、あんき会では重要だという意見が多かったので、別に項目立てをしています。

「15.説明責任」については、わかりやすく説明することが大事で、小学校5年生でもわかるように説明するという意見もありました。また、説明のタイミングについても、すみやかに、時機を逸しないという意見もありました。

「16.市政運営」、「17.行政評価」、「18.財政運営」については、現在、市役所が行っている公の仕事について書いてあります。

「19.連携」では、1つ目の項目は、「市民」が主語になっていて、残りの2つは「安城市」が主語になっています。他市の条例では、「執行機関」が主語になるものが多いのですが、あんき会の提案の中では、市民も連携すべきだという意見がありました。

「20.条例の見直し」については、どのタイミングで見直しをするのかについて2通りの意見が出ました。1つは「時代の変遷や社会状況に応じて」で期間を定めずに、条例が合わなくなってきたときに見直すという意見と、期限を決めて例えば「4年を越さないごとに」とする意見がありました。ただし、見直すということは改正することではなく、チェックをしようということです。見直しの仕方も市民参加で実施するという意見がありました。あんき会では、見直しのチェックだけでなく、条例が推進されているかのチェックもできるようなチェック機関を設けようという意見が多くありましたので、今後追加になると思います。

「21.危機管理」、「22.出資団体など」は、もともとのホネグミにはなかったものですが、ワークショップの中で提案されたものです。

「21.危機管理」は、地震やゲリラ豪雨などの危機について謳っておくというもので、主語がそれぞれ「市民」、「コミュニティ」、「市の執行機関」となっています。

「22.出資団体など」は、デンパークなど市が出資している団体の情報を公開して

チェックしようというものです。

最後に、「23.その他」のところで、これまでに説明してきたこと以外にも、いろいろな提案がありました。自治基本条例は、あくまで自治の基本原則、基本のルールを定める条例なので、その趣旨に合わないものは素案のたたき台の中に記載してありませんということが書いてあります。

【会長】

ありがとうございました。たたき台について全体を通しての説明がありましたので、続いて、市民会議代表の委員さんから、追加のご説明がございましたらお願いします。

【委員】

素案のたたき台について、評価できるところや改善の提案について話し合った中で、評価できるところとしては、前文の中に将来を担う子どもへの橋渡しを入れたことは評価できるといった意見や、自治の基本原則についてはもう少し具体的につめれば良い、環境への配慮が入っていて良い、市民の役割と責務について、事業者の役割と責務においても、性風俗店や24時間営業店、生活環境に影響を与える事業者を必要に応じてしぼられる仕組みを入れられると良い、議会の役割と責務については、議員は常に自己研鑽に努め、議員提案で条例の提案をしていただく、あるいは先進地の見学をするなど自己研鑽を謳ったのは良い、職員の役割としては、全体の奉仕者であるとしたところが良いといった意見がでています。

【委員】

メンバー一人ひとりがいろいろな想いを持っていて、たくさんの意見を出し合った中で、大変上手にまとめていただいたと思っています。これから、条例として整備されていくとは思いますが、私たちの想いが十分入っていると思います。これまで議論してきた中で、メンバーそれぞれの想いが強いので、まとめていくのは大変だと思いますが、それぞれの想いが強く違うということも大切なことで、自分の考えをぶつけて、それでまとまっていくことが大事だということをこの会の中で感じています。

内容では、こどもを育てていく教育の問題について、もっと充実させたいと思っているのと、環境について、特に自然環境についてもう少し膨らましていきたいと思っています。

【委員】

あんき会の活動を通して、市民の皆さんと勉強していくことが大事だと感じています。

今回の条例素案のたたき台についても、いろいろな人から聞いてきた意見が反映されているかどうかをみてきました。その中で、前文については、農・工・商バランスがとれていると記載されていますが、安城市は商業が弱いという意見や、事業者の役割を明確にしてほしいという意見がありました。こどもの権利についてはもっと具体的に書いていきたいと思っています。出資団体や補助金をもらっている団体について

は、事業内容や補助金の使われ方を明確にしてほしいので、今回、たたき台の中に記載されていることは評価できると思います。それから、安城市の特徴で、危機管理という項目が入っていますが、私が聞いた話で、数年前の東海豪雨での名古屋地区と三河地区で市民の対応が違ったという話で、名古屋の人たちは洪水で被害にあったのを行政の責任としたのに対して、三河の人たちは自分たちの心構えに問題があったとしてあまり行政に文句を言わなかったということでしたので、自治基本条例の中に心構えとして書かれていることはすばらしいことだと思います。

【会長】

ありがとうございました。条例素案のたたき台について説明がありました。質問等がありましたらお願いします。

【委員】

3点お願いします。1つ目は、「用語の定義」の「市民」で、ひらがなで「もの」という表記をして、人と団体を含むと説明がありましたが、これは一般的な概念ではないと思い、「個人及び団体」としたほうが正しいのではないかということ。2つ目は、こどもの権利について、私も市政懇談会でこどもの権利条例をつくってほしいというお願いしたこともあり、非常に関心があります。この中でもう1つ入れるとしたら、「こどもの育つ自然及び文化的な環境づくりに努める」というのをどこかに入れられたらと思います。3つ目は、学校に関しては、モンスターペアレントという言葉があり、行政に対しても理不尽な要求をしてくる市民もあると思うのですが、そういう市民に対しては、「市民の役割と責務」の中で「権利の行使にあたっては、公共の福祉、次世代および市の将来に配慮します。」というところでカバーしているのでしょうか。それとも、理不尽な要求をする市民への対処は入れないのかについて質問します。

【事務局】

3つ目の項目についてだけがご質問だと思いますが、あくまでもたたき台ですので、審議会においてこういった意見が出ましたということをも市民会議の皆さんにお諮りしますし、行政としましても、その辺りの問題点がどうなのかということをも問題把握し、行政側の考え方も整理しまして、今後の審議会の中で方向性についてご報告できればしていきたいと思います。

【委員】

モンスター市民というのが具体的に文章で書けるならいいのですが、定義しづらいために、条例でも書けないところだと思います。

【ファシリテーター】

たたき台の「市民の役割と責務」の あんき会では？ のところにも書いてあるのですが、あんき会でも意見は出ていました。たたき台では、「自治の担い手としての自覚と責任を持つ」ということで、それ以上は書けなかったのですが、みんながいい市民ば

かりではないということもわかっている中で話し合いをしてきました。

【委員】

先ほど子どもの権利について意見が出ていました。定義の中で、子どもとはどういう対象を指すかということですが、例えば、児童福祉法で定める子どもなのか、学校教育法で定める子どもなのか、用語の定義の中で記載されていませので、何らかのかたちで定義されることを期待します。

【委員】

夏に流山市に視察に行き、自治基本条例の勉強をさせていただきました。流山市では、自治基本条例を作るのに丸3年かかり、現在は議会基本条例を作っていて、来年の3月に制定されるということでした。

子どもの権利について説明がありましたが、極端な事例がありまして、ある卒業式の場で子どもたちを日の丸国旗に向かせたところ、ある生徒が、先生が子どもの権利を侵害したから、私に頭を下げよということで、校長先生は土下座をして謝ったということでありました。その辺りの考え方についてお伺いします。

【事務局】

極端な事例だと思いますが、子どもの権利そのものが今、素案のたたき台として提案されたところですので、どのようにまとめていくかについては、市民会議、審議会、事務局それぞれの課題として議論を進めていきたいと思いますので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。

【委員】

たたき台を読むと、市民も議会もあまりにも細かいところまで決められています。細かく決められてしまうと身動きがとれなくなってしまう、市民も市の職員もそうですが、思い切った考え方が阻害されてしまうような感じがしました。

【委員】

具体的に自治基本条例が姿を現してきて、市民会議もたくさんの回を重ねられご苦労様です。全体として意見といたしますか感想をお話しさせていただきますが、いろいろな権利についても心配な面もありますが、責務の表現とのバランスをとっていく必要があると思います。この条例はそもそも良い安城市をつくりたいということが基本にあると思いますが、条例を作っていくときにイメージがはっきりしていることがポイントになってくるとと思います。例えば、環境のことを申し上げますと、環境への配慮という項目がありますが、環境評価の原則という言葉を入れますと、現在は公共事業の入札では値段で決定されますが、私は、そういう場合にも環境評価の原則として、値段だけでなく、環境に配慮した工事をしますというような項目をいくつか入れておいて、そういう事業者が落札する。単に金額だけではなく、良い提案があった事業者を優先しないといくら環境といっても、いつまでたっても具体的に進まないと思いま

す。

もう1つ、協働という言葉があり、この条例の大事な部分ですが、では協働とは何を指して協働というのか、市民が参加していれば、会議に出ていけば協働というのかということになるのですが、NPOの考え方は、市では全てできないから、市民ができることは自分たちの団体に分担してやろうということで進めています。これからは市の課題で行政がやっていたことでも市民でやれることは市民に任せるものがでてくる。課題に対して、市がやることであっても、企画・立案まで含めないと、ただ提案されたものに意見を言うだけでは協働とはいえないと思います。そういうイメージを持ったときにどのような項目を入れていくか、現在でも安城市では、NPOや任意団体が活発に活動していますが、特にこれからの活動が大きくなってくると思うので、それを支援するための項目を入れていくといいと思いました。

財政運営について、健全な財政運営と一般的には言いますが、何をもって健全財政というのか、国では赤字国債、安城市でも市債がかなりあると思いますが、それが健全財政なのかどうかをどうイメージし、言葉で表していくのかと思います。特に子孫への橋渡しについては、市債を発行するという事は、子孫へのつけを回すわけで、我々の世代はいいがそれでいいのかといわれたときに、健全財政でそこまで踏み込んでもいいのかなと思いました。ただ、盛り込むにはどこで盛り込んだらいいのかというのがあります。

全般的に言えることは、良いまちをつくるためのイメージ化をして、それをどう言葉に表すかということが大事ではないかなと思感想を言わせていただきました。

【会長】

貴重なご意見ありがとうございました。ここで、昇委員にコメントをいただきたいと思います。

【委員】

第一印象は良くできていると思います。安城市らしい自治基本条例のたたき台になっていると思います。もちろん100点満点ではありません、今もいろいろな意見がありましたし、1つのことについて右の方からの意見と左の方からの意見があったりするので、これから議論を繰り返しながら、最終的に条例にしていけばいいと思います。

2点目は、不磨の憲法にしてほしくないということです。日本の場合、明治憲法と昭和憲法がありますが、1回も改正していません。これはとても不自然な姿で、他の国でこんな国はありません。毎年改正しろとは言いませんが、5年、10年経ったら変わるのが当たり前くらいの気持ちで取り組んでいただいた方が、市民のツール、道具として使える自治基本条例だと思います。申し上げにくいのですが、安城市の市民憲章も制定が昭和40年代です。今の時点で点検してこれによければいいのですが、日本のどこの市民憲章もそうですが、1回作ったらそのままです。明治憲法も昭和憲法も制定時において立派な憲法だと思っていますが、明治憲法を改正しなかったから日本は第2次世界大戦で敗北した部分があると思っています。昭和憲法も今は見直さ

なければならぬ部分があると思います。日本人は、明治憲法と昭和憲法しか知りませんから、改正したら悪なんだと思っている人がすごく多くて、そのことがデモクラシーにとってすごくデメリットだと思います。ぜひそういう文化を安城市において変えていってほしいです。おそらく今、安城市民憲章を作るとしたら少し内容が違ふと思います。であるならば市民憲章を見直すべきです。そういうものとして自治基本条例を作っていたら環境のことはここまで言わないですよ。40年前に自治基本条例を作ったら財政のことも入っていないと思います。その時々時代の課題に応じて使うものなんです。そういうものだとすることで自治基本条例、市民憲章を捉えていただいて、不磨の大典にはしていただきたくなくて、市民が良き市民生活を送るための道具として考えていただきたい。憲法のために日本国民が存在しているのではなく、道具として日本国憲法がある。そこはくれぐれも勘違いのないようにしてください。ツールとして使いこなすんだということを条例を作る過程で、また、制定後の運用の過程において、市民共々、市議会も執行部も心掛けていただきたい。それが昔の言葉ですが、憲法を暮らしの中に活かすということです。ここまでが総論です。

各論についてですが、1つは言葉の問題です。条例案を作るときに法律用語として「及び」という言葉は漢字でなければいけない。安城市においてこれからの条文で「及び」をひらがなでいくんだという意味決定すればいいですが、その場合、全ての条例の「及び」をひらがなに直さなければなりません。でなければ違ふ概念になってしまいます。ひらがなの方が市民にわかりやすいというならそれでいいが、この条例はひらがなで、他の条例は漢字というのは、法律のルールでは許されない。法律は、白黒はっきりさせるためにあります。税金とるのかとらないのか、有罪にするのかしないのか判断するのに、曖昧模糊としていたら全く基準にならない。だから面倒くさいですが言葉の定義をしないといけないのです。そういう意味で言葉づかいについては、市民にわかりやすくするというならそれでも結構ですが、その場合は、これまでの条例を含めて直していかなければなりませんし、そういう意思決定がないのであれば、これまでの条例の言葉を用いていただくことになります。

次に、クレーマーの話がありました。大事な話ではありますが、問題は2つあって、憲法に書くべきことかどうかという問題が1つあります。もう1つは、スケジュール的なことで、今の制定スケジュールでは結論が出ません。いろいろな意見が出ると思うので、手続きに逃げるといった方法があります。大事な問題なので議会や執行部で議論して別に条例をつくりなさいとか、政策化しなさいとするものです。これは環境の問題でもそうですが、安城市が環境首都をめざすのであれば、それを具体化する条例や政策を作りなさいということを書くことができる。こどもの権利についてもいろいろな意見があるでしょうから、こどもの権利はとても大切なことなので、中身についてはこれから検討してもらおうけども、議会や執行部が検討して条例を作りなさいということを書いた憲法の中に入れておくというのもよく使われる手法です。ただし、あくまで憲法ですから、あれもこれもと入れていたら最高法規ではなくなりますので、本当に安城市にとってとても大事なベスト3かベスト2とした方がいいと思います。

次に「12.コミュニティ」のところにNPOを入れています。無理があるように感じます。3つ目の項目の「積極的にコミュニティへの加入につとめます」で、町内会への加入につとめますというのはありだと思いますが、NPOへの加入につとめますというのは、言い過ぎだと思います。入らない自由も市民にはあります。ですので、地縁的なコミュニティと機能的なNPOを分けて書いたほうが妥当だと思います。

次に市議会の扱いについてですが、市長と市議会の二元代表制ですので、市議会が議会基本条例を別に作るのであればいいですが、そうでないのであれば、例えば「11.市民参加」のところで、主語は市の執行機関だけでなく、市議会も入れなければならないと思います。やり方としては、市議会の部分を全部外すか、入れるのであれば、いろいろなところで、市の執行機関と一緒に載せていかなければ不自然です。

全体的に先行自治体の事例からみると、安城市らしさがでていますし、よく議論されていると思います。

【会長】

ありがとうございました。続いて、協議事項「(2)策定スケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料の「安城市自治基本条例策定スケジュール案」をご覧ください。2月に開催させていただきました第1回策定審議会におきまして、来年3月議会に上程を予定しておりますという説明をさせていただきましたが、半年ほど延長して、9月議会上程とさせていただきたいというものです。これはひとえに市民会議並びにこの審議会での議論を深めたい、また、パブリックインボルブメントを充実して広く市民の意見を反映させていきたいということで、半年ほど延長させていただきたいというものでございます。

市民会議での素案作りにつきましては、12月を目処に進めておりますので、次回第4回の審議会にて修正版を提示させていただきたいと思っております。

それから、年が明けまして第5回、第6回、第7回答申まで、修正版の提示を含めて3回ないし4回の策定審議会の議論をさせていただきまして市長へ答申とさせていただけないかと考えています。答申の結果を受けましてパブリックコメントを1ヶ月間実施させていただきまします。その後、内部での例規審査等の手続きを踏みまして、9月議会上程していきたいと思っております。

【会長】

ありがとうございました。策定スケジュールについて説明がありました。質疑がありましたらお願いします。

【委員】

議会の総務企画部会だけでなく、議員全員に条例案を見せていただきたいので、12月議会の閉会日の後に、全員協議会を予定させていただきたいと思っております。

【会長】

他に質問がなければこれで協議事項を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

【事務局】

長時間にわたり、貴重なご意見をいただきありがとうございました。次回の審議会は、先ほどの策定スケジュールで申しあげましたように12月頃の開催を予定していますので、日程が決まり次第ご案内をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。